

2024年1月11日

最高裁第二小法廷 御中

【令和5年(行ツ)第339号、令和5年(行ヒ)第374号】についての要請

岡山輝明(元東京都立高校教員)

東京都

これまでの判決が、元大阪市立中学校教員松田幹雄さんの訴えを退ける根拠とした「慣例上の儀礼的な所作」について、最高裁のみなさんに改めてお考えいただきたいことがあります。

大阪地裁・高裁の判決は、「卒業式で『日の丸』に向かって『君が代』を起立・斉唱する行為は、『慣例上の儀礼的な所作』であって、職務命令によって、教職員の思想・良心が間接的な制約を受ける面があるとしても、卒業式の秩序確保と円滑な運営のための職務命令にはその制約を許容し得る必要性、合理性がある」として、戒告処分を是認しています。

これは東京都の公立学校教職員の同様の処分取消訴訟で示された判例と同じです。しかし、裁判所のいう「慣例上の儀礼的な所作」の根拠は判決文の中に未だかつて一切示されていません。端的に言えば「みんながやっているから」というだけにすぎません。戦後の文部行政を通して、「日の丸・君が代」が学校教育に強制されてきたことも不問にされているのです。

会場のステージ正面に「国旗」を掲げ、これに参列者全員が正対して「礼」をし、「国歌」を歌う「国旗掲揚・国歌斉唱」の所作は、まず日本でしかみられないものです。韓国の友人に尋ねても、中国の全国人民代表者会議の開会式の模様をテレビで見ても、式典での国旗掲揚国歌斉唱はこのような形をとってはいません。

それもそのはずです。この所作自体は、かつての新年拝賀式 1/1、紀元節 2/11、天長節 4/29、明治節 11/3の四大節学校儀式で行われていた天皇崇拜儀礼に則って整えられたものだからです。儀式冒頭、「教育勅語」奉読の前に「君が代」の斉唱があり、「御真影(天皇皇后の写真)」への拝礼がありました。1930年代後半からは、中国との戦争が全面化し国民精神総動員運動が広がる過程で、神聖視された「御真影」の代わりに、様々な式典で「日の丸」が掲げられる形がよく見られるようになります。学校での入学式や卒業式でも行われるようになりました。この過程は、『上告理由書』の「第一」に詳しく述べたとおりです。

敗戦後、「御真影」や「教育勅語」が回収され、四大節の学校儀式が姿を消していきます。しかし、米ソの冷戦体制が深まり「愛国心教育」が強く求められ出したことを背景に、1958年以降、学習指導要領の改訂を通して、この「国旗掲揚国歌斉唱」の形が「儀式的行事」と位置づけられた卒業式等で強く求められてきました。これに反対する教職員の処分事例は1980年代半ばから著しく増加していきませんが、卒業式等での「日の丸・君が代」に関連した刑事事件や処分事例は、1960年代半ばから見られます。文部行政による懲戒処分等を背景にした強制があつて、広く行われるようになってきた幾つもの段階があるのです。

裁判所は、今日の式典冒頭の「国旗掲揚国歌斉唱」の形が、大日本帝国の下、学校教育を通して「神聖天皇崇敬」を浸透させる意図をもって整えられた儀礼に基づくものであること、その形が戦後の文部行政によって一貫して学校現場に強いられてきたこと、これらを全く考慮することなく判示しています。判決に説得力はありません。だからこそ、処分取消の訴えが続いているのです。是非、以上の点を踏まえてご再考下さい。お願いします。